法人市町村民税を例に説明します。

1.メニュー1002や1003を初めて開いたタイミング(単体仮計算や全体計算後)で、 その当時に作成されている第6号様式や第20号様式の税額が、[納付額]欄に 初期表示されます。

税目等		申告計算結果	納付額
各割額の税額表示区分		⊙ 別建表示	○ 相殺表示
法人税割額	01	1,000,000	1,000,000
均等割額	02	400,000	400,000
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05	1,400,000	1,400,000

2. その後、法人税や地方税WSを修正し、再度、計算処理を行ったとします。 第6号様式等の申告計算結果に変更があり、法人税割額が変わった場合、納付書の 画面は以下のようになります。

例として、法人税割額が、1,000,000円から1,200,000円に変更になったとします。

税目等		甲告計算結果	納付額
各割額の税額表示区分		⊙ 別建表示	○ 相殺表示
法人税割額	01	1,200,000	(※1) 1,000,000
均等割額	02	400,000	400,000
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05	1,600,000	1,400,000

※1 納付額は上記1の金額のまま変更されません。

[申告計算結果]欄と[納付額]欄の金額に差異が発生するので、法人税割額の [納付額]欄の金額は赤字で表示されます。

[納付額]欄の金額は赤字で表示されます。 また、合計額にも差異が発生するので、一覧画面の[法人市町村民税計]欄の 金額も赤字で表示されます。

【納付書を作成する市町村】			(48月紀日	D
行	コード	市町村名	法人市町村民税計	
1	271004	大阪府 大阪	1,400,00	00
2	332020	岡山県 倉敷	410,00	00

3. [F6税額再複写]ボタンクリックすると、[納付額]欄に[申告計算結果]欄の金額が 複写されて、「[申告計算結果]欄の金額=[納付額]欄の金額」となるので、 差異は解消されて法人税割額の[納付額]欄の金額は黒字に戻ります。

さお、税額修正した場合は、赤文字で表示 写する場合は、「F6税額再准写」を押してく 式(税額計算基礎)の「見込納付額」欄へ複写 F6税額再複写	:します に たちる	。 見込納付額 確定(視写)	
税目等		申告計算結果	納付額
各割額の税額表示区分		⊙ 别建表示	○ 相殺表示
法人税割額	01	1,200,000	1,200,000
均等割額	02	400,000	400,000
			,
延滞金	03		
 延滞金 督促手数料	03 04		

【納付書を作成する市町村】			(48月6日)
行	コード	市町村名	法人市町村民税計 5
1	271004	大阪府 大阪	1,600,000
2	332020	岡山県 倉敷	410,000